別表2　改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表（5－1(7)関係）

届出先（注1）	改造内容（別表1関係）			届出書	改造概要等説明書	車両を特定する資料（注2）	技術基準の適合性を証する書面（注3）	添付資料 保安基準適合検討書（注4）	電気装置の要目表（注5）	外観図（注6）	改造部分詳細図（注7）	車枠（車体）全体図（注8）	計算書 最大安定傾斜角度計算書（注9）	制動能力計算書（注10）	最小回転半径計算書（注11）	強度検討書（注12） 車枠（車体）	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	電気装置
事務所	（1）－①	車枠及び車体	フレーム（車枠）を有する自動車であって、フレームの変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○	※○			※○	○							
	（1）－②		モノコック構造の車体の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○	※○			※○	○							
	（1）－③		二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○	※○	○	※○		○							
	（2）－①	原動機	型式の異なる原動機に変更するもの	○	○	○	○	○	※○	○	○						○						
	（2）－②		総排気量を変更するもの	○	○	○	○	○		○	○						○						
	（3）－①	動力伝達装置	プロペラシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○						○						
	（3）－②		ドライブシャフトの変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○						○						
	（3）－③		トランスミッションの変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○												
	（3）－④		駆動軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○												
	（3）－⑤		駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○						○						
検査部	（4）－①	走行装置	走行方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○		○					○					
事務所	（4）－②		フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○		※○	※○				○					
	（4）－③		軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○				※○								
検査部	（5）－①	操縦装置	かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○								○				
	（5）－②		操舵軸数の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○								○				
事務所	（5）－③		リンク装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○				○				○				
検査部	（5）－④		かじ取操作方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○								○				
	（6）	制動装置	制動方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○			○						○			
事務所	（7）－①	緩衝装置	緩衝装置の種類の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○										○		
	（7）－②		緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○										○		
	（8）	連結装置	連結器の取付け又は連結器本体の変更を行うもの	○	○	○	○	○		○	○											○	
検査部	（9）	燃料装置	燃料の種類を変更するもの（注13）	○	○	○	○	○		○	○												
	（10）－①	電気装置	走行に係る駆動用蓄電池の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	※○												○
	（10）－②		充電装置の変更を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	※○												

（注1）届出先欄が事務所となっているものは、検査部においても取り扱う。また、届出先が検査部、事務所となる場合は検査部に届出するものとする。

（注2）届出する自動車に関する資料として、自動車検査証、譲渡証明書等の写しを添付する。
また、複数台数届出の場合は、第3号様式の提出及び限定した車両であることが当該改造自動車から明確に判別できる資料を添付するものとする。

（注3）改造部分及び改造部分に関連する装置について、規程における性能要件に適合することを証する書面とする。ただし、対象外自動車又は製作年月日により適用を除外されている自動車は除く。

（注4）改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性を検討したものとする。また、検討の結果、保安基準に適合させるために別途必要となる添付資料がある場合、必要となる添付資料の提出を求めるものとする。

（注5）※印は、電動機の場合に添付するものとする。

（注6）車両の外寸及び外観より確認できる各装置の取付け寸法位置が記載されたものとする。
ただし、取付け位置等が記載されたものにあっては、車両の外観写真であってもよい。

（注7）※印は、改造部分詳細図の他、高電圧系統に関する次の①②の書面を添付するものとする。

（注8）改造前後の比較ができる図面を添付するものとする。（2.（3)関係）

（注9）※印は、条件が不利となる場合に添付するものとする。

（注10）※印は、駐車ブレーキに係るもののみとする。また、走行装置欄の※印は、側車付二輪車及び三輪車に改造する場合であって、駐車ブレーキに係るもののみとする。

（注11）※印は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。

（注12）強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用するものについては、該当する装置についてすべての形態について添付するものとする。

（注13）指定自動車等の原動機、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料装置を一式で載せ換えたものについては、届け出先を事務所と読み替える。